

香芝市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第15号

香芝市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

香芝市福祉事務所事務分掌規則（平成5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「福祉健康部」を「福祉部及び健康部」に改める。

第3条第2項中「福祉健康部長」を「福祉部長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。